

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 実施要領の制定について

3 畜 産 第 2027 号
令 和 4 年 4 月 1 日
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第2027号
最終改正 令和7年3月31日付け6畜産第3300号

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業については、先に食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2810号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（以下「要領」という。）を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領

制 定 令和4年4月1日付け3畜産第2027号

最終改正 令和7年3月31日付け6畜産第3300号

農林水産省畜産局長通知

第1 趣 旨

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業の実施については、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2810号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

1 食肉流通再編合理化推進事業等

本要領に掲げるもののほか、別記1に定めるところとする。

2 輸出食肉処理施設機能高度化事業

本要領に掲げるもののほか、別記2に定めるところとする。

3 家畜流通基盤強化推進支援事業

本要領に掲げるもののほか、別記3に定めるところとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、令和7年度末までとする。

第4 定 義

1 食肉処理施設

牛又は豚のと畜（枝肉までの処理を含む。以下同じ。）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設のうち、輸出に取り組む施設をいう。

2 食鳥処理施設

家きんのと鳥から中抜き、大分割まで一貫して処理する食鳥処理施設のうち、輸出に取り組む施設をいう。

3 食肉処理施設等

食肉処理施設及び食鳥処理施設をいう。

4 精肉等製品

部分肉を更に小割・細切等により分割した肉をいう。

5 加工食品

食肉処理施設等において、と畜・と鳥又は部分肉加工・精肉等製品加工した食肉を原料として加工し、最終製品の割合の5割以上に当該原料を用いて製造した食品をいう。

6 省力化・自動化設備等

食肉処理施設におけると畜から部分肉又は精肉等製品の製造（包装、計量及びラベル貼付を含む。）までの工程において必要となる機械器具・設備のうち、省力化・自動化を図り、労働力不足を補完する効果を有するものをいう。

7 輸出認定

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条第1項に基づく適合施設の認定をいう。

8 食肉加工施設

部分肉や精肉等製品の製造を行う加工施設（食肉処理施設を除く。以下同じ。）をいう。

9 委託加工施設

要領別記2の第1の4の事業において、食肉処理施設が、国内向けの部分肉や精肉等製品の製造を自社以外の事業者へ委託する場合における、委託先の食肉加工施設をいう。

10 委託加工事業者

委託加工施設を所有する又は所有する予定の事業者をいう。

11 家畜市場

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場をいう。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体（要領別記2の第1の4の事業の場合は、共同事業実施主体を含む。以下同じ。）は、別紙様式第1号により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、計画期間については、要領別記2の事業に取り組む場合にあっては2年以内、要領別記3の事業に取り組む場合にあっては3年以内とする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治体法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

2 再編合理化計画の作成

（1）事業実施主体は、要領別記1及び要領別記3の第1の1の事業に取り組む場

合にあっては別紙様式第2号により、再編合理化計画を作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。

(2) 再編合理化計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

(3) 再編合理化計画の計画期間は、5年以内とする。

3 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第3号及び第4号により、都道府県事業実施計画を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行った上で、地方農政局長等（北海道にあっては要領別記1の事業は農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）、要領別記2及び3の事業は北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、更に、地方農政局長等とその成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標を変更する場合にあっては、3に準じた手続を行うものとする。

6 事業の着工・着手

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 要綱第30に基づく事業実施状況の報告について、事業実施主体は、要領別記1及び別記3の事業にあっては別表5に定める項目について、要領別記2の事業にあっては別紙様式第5号により、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を作成し、別紙様式第6号と併せて都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項による事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した等の場合は、当該事業実施主体に対して改善の指導

を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、次に掲げる施設等について、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当する場合には、当該施設等が適正かつ効率的に運用されていないものとして、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

- (1) 食肉処理施設 稼働率が70%未満の状況又は収支率が80%未満の状況が事業完了年度から5年間継続している場合

注：収支率 = 事業収益 / 事業支出

- (2) 家畜市場 1年間の家畜取引頭数が、事業実施前の家畜市場（要領別記3第1の1の事業にあつては再編前の各家畜市場）における1年間の家畜取引頭数の合計に対し、80%未満の状況が事業完了年度から3年間継続している場合

- 4 都道府県知事は、2による事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 農林水産大臣及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項による報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第7 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、要領別記1及び別記3の事業においては別表5に定める項目を含めて、要領別記2の事業においては別紙様式第5号により評価報告を作成し、その結果を別紙様式第6号と併せて都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項による報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式7号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

- 3 都道府県知事は、前項による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

- 4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を畜産局長に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、前項による点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目

標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善措置を提出させるものとする。

6 畜産局長は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び畜産局長は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

8 畜産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、本事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第8 取組の実施基準等

(1) 事業実施主体が自己資金又は他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

(2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。ただし、要領別記3の第1の1の事業を実施する場合で、市場機能の持続化に資することが十分に認められる場合のみ交付の対象とできる。

(3) 附帯施設のみの整備は、本事業の交付の対象外とする。

(4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、本事業の交付の対象外とする。

(5) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」（令和4年4月1日付け3畜産第2027号農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

(6) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

(7) 交付の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点

から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品・古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(8) 要領別記1の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアム又はその構成員が、要領別記2の事業に取り組む場合にあっては、事業実施主体（要領別記2の第1の4の事業において、委託加工施設に移転する場合にあっては、委託元の食肉処理施設）が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること又は本事業により整備する施設がしゅん工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

(9) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（要領別記1及び別記2の事業に取り組む場合にあっては食品関連事業者向け、要領別記3の事業に取り組む場合にあっては民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。また、事業実施主体は、当該事業の事業完了年度における実績報告時に、チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施したか否かをチェックし都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、要綱第20に基づく地方農政局長等への実績報告時に当該チェックシートの写しを提出するものとし、当該チェックシートの写しの提出を受けた地方農政局長等は、当該チェックシートの写しを畜産局長に提出するものとする。なお、当該チェックシートを提出した事業実施主体から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第10 その他

1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

その際、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び

市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局は、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 周辺景観との調和

事業実施主体は、施設整備を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用、アニマルウェルフェアへの配慮

要領別記1の事業に取り組む場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとし、要領別記2の事業に取り組む場合にあっては、部分肉、精肉等製品又は加工食品の製造にあたって生じた残さ等について、再資源化等有効利用に努めるものとする。

4 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

5 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用

に努めるものとする。

7 管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設・設備等（以下「整備後施設」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）管理委託

施設等の管理は、原則として、整備後施設の所有者が行うものとする。

ただし、整備後施設の所有者が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、要領別記1の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアムの構成員、要領別記2及び別記3の事業に取り組む場合にあっては都道府県が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

（3）指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実

施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

（４）定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

（５）交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年１１月２０日付け７経第１７４１号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

（６）事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

８ その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和６年３月２８日付け５畜産第２２３０号農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

第１１ 附帯事務費

要領別記１及び別記３の事業に取り組む場合にあっては、国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の２分の１以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表６に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表７に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ １による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要領は、令和６年４月１日から施行する。

- 2 前項による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（補助対象要件及び交付率）

事業・メニュー	補助対象要件	交付率
食肉流通再編合理化推進事業等	（１）食肉流通再編合理化推進事業 コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費 次に掲げる事項のいずれかを満たし、食肉流通再編合理化推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別表２の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。 ア 畜産農家の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。 イ 食肉処理施設の処理加工技術を強化するための研修会又は調査を実施する場合は、食肉等処理加工従事者の処理加工技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した食肉加工技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて処理加工技術を強化するために必要となる経費であること。 ウ 消費者ニーズの把握等の食肉等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて食肉流通を強化するために必要となる経費であること。 エ 食肉処理施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。 オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表２の経費であること。	定額

	(2) 食肉流通再編合理化施設整備事業	コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等 ア 機械器具設備 搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、精肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、伝達性海綿状脳症（以下「TSE」という。）対応、災害時対応設備 その他食肉の処理加工に必要な設備の整備 イ 上屋等 食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備 ウ その他 機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費及び諸経費並びに既存施設の廃棄にかかる経費	1/2 以内
輸出食肉処理施設機能高度化事業	(1) 高度加工処理施設・設備等整備支援事業	ア 精肉等製品・加工食品の製造に必要な施設の建築物の整備 イ 精肉等製品の製造を一体的に行う場合の部分肉加工、精肉等製品加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理その他精肉等製品・加工食品の製造に当たり必要な機械器具・設備の整備 ウ 施設等及び機械器具・設備の整備に係る設計費	1/2 以内
	(2) 省力化・自動化設備等整備支援事業	ア と畜から部分肉又は精肉等製品の製造（包装、計量及びラベル貼付を含む。）までの工程において必要となる機械器具・設備であつて、省力化・自動化を図るために必要な機械器具・設備の整備 イ 機械器具・設備の整備に係る設計費	

	(3) 輸出 認定施設外 の食肉加工 施設整備事 業	ア 部分肉・精肉等製品の製造に必要な施設の建築物の整備 イ 部分肉加工、精肉等製品加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷その他部分肉・精肉等製品の製造に当たりに必要な機械器具・設備の整備 ウ 施設等及び機械器具・設備の整備に係る設計費	
	(4) 国内 向け加工機 能の外部移 転支援事業	ア 部分肉・精肉等製品の製造に必要な施設の建築物の整備 イ 部分肉加工、精肉等製品加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷その他部分肉・精肉等製品の製造に当たり必要な機械器具・設備の整備 ウ 施設等及び機械器具・設備の整備に係る設計費	
家畜流通基 盤強化推進 支援事業	(1) 家畜 市場再編・ 持続化支援 事業	ア 既存施設を再編後も活用する場合に家畜市場機能の持続化を図るために必要となる以下の施設に係る設備・機械器具の整備等に要する経費 (ア) 基本施設 売場、繋留施設、繋養施設、代金決済所、秤量・体測施設、輸送施設（家畜集出荷用に限る。） (イ) 環境対策施設 堆肥化施設、污水处理施設、汚物焼却施設、脱臭施設等 (ウ) 衛生対策施設 車両消毒施設、繋留施設等消毒施設、罹患家畜隔離舎等 (エ) 機能高度化施設 家畜誘導レール、セリシステム、個体識別装置、家畜集合施設、研修施設等 (オ) その他 附帯施設（（ア）から（エ）までの施設と一体的に整備する施設・設備等に限る。） イ 設備・機械器具の整備に係る設計費及び諸経	1/2 以内

		費並びに既存施設の廃棄にかかる経費	
	(2) 家畜 取引機能強化支援事業	ア 取引伝票の電子化、取引情報のデータベース化・分析等、家畜市場利用者の利便性向上や生産性向上に必要となる設備・機械器具・システムの整備等に要する経費 イ 設備・機械器具・システムの整備に係る設計費	

別表 2（交付対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表	

		等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 3（施設等の基準）

施設等	交付対象基準
	食肉流通再編合理化施設整備事業
食肉処理施設	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、原則として流通合理化計画に基づくものであること。 （b）当該施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等、T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （d）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （e）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 （f）当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。）がおおむね 700 頭以上の規模となること。ただし、別記 1 の第 5 の 2（4）のただし書に当てはまる場合はこの限りでない。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	

その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

施設等	交付対象基準
	輸出食肉処理施設機能高度化事業
食肉処理施設（要領別記２第１の３においては、食肉加工施設）	・要領別記２第１の１又は２の事業により整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （ａ）当該施設は、原則として流通合理化計画に基づくものであること。 （ｂ）当該施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。
衛生管理施設・設備	・輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条第１項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

施設等	交付対象基準
	家畜流通基盤強化推進支援事業
家畜市場施設	・施設等の欄の施設に係る設備等であって、事業実施後に原則として１回あたりの家畜取引頭数が２５０頭（牛換算：馬１頭につき１頭、豚、めん羊又は山羊１頭につき０．２頭に換算。）以上確保されることが見込まれることとし、かつ、要領別記３第１の１の事業については現状を超える家畜の取引頭数、第１の２の事業についてはおおむね現状と同じ又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。 ・要領別記３第１の１の事業により整備する場合は、「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成６年６月２３日付け６畜Ａ第１４６３号農林水産事務次官依命通知）」に基づき、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく家畜市場の施設整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。
基本施設	
環境対策施設	・污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第３条第１項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	

その他の施設・設備	
-----------	--

別表 4（上限事業費）

整備事業の内容	上限事業費
食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業	
食肉流通再編合理化推進事業等	【食肉処理施設の整備】 12,337 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）。 【対米・EU 向け牛施設の整備】 農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙に定められた、「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」に定める基準に適合し、当該国へ牛肉を輸出する施設（以下「対米・EU 向け牛施設」という。）を整備する場合において、上記で算出される額を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、16,039 千円×1 日当たりの牛の処理能力頭数（肥育豚換算）。 【施設の廃棄】 150 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
家畜流通基盤強化推進支援事業	6,901 千円×子牛市場の開催日 1 日当たりの取引頭数

注 1：施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び設計費は上限事業費の算定対象としない。

注 2：都道府県知事が特に必要と認める場合の上限事業費を適用する場合については、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

別表 5（事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目）

- | |
|--|
| <p>1 事業実施状況に関する一般的な項目</p> <p>別紙様式第 2 号並びに第 7 号別添 1 及び別添 3 に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を、幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目</p> <p>「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目</p> <p>「事業の効果（輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。</p> <p>5 畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目（ただし、要領別記 3 の事業を除く。）</p> <p>事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>6 その他事業実施状況報告に必要な項目</p> |
|--|

別表 6（附帯事務費の率）

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1. 0 %以内	1 / 2 以内

別表 7（附帯事務費の使途基準）

区分	内容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料 報 酬	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費 需 用 費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 市町村附帯事務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費 当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

(別記 1)

食肉流通再編合理化推進事業等

第 1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化を通じた、効率的な流通体制の構築、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 食肉流通再編合理化推進事業

国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るための 5 か年計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等

第 2 取組の実施基準等

本事業は、食肉流通再編合理化推進事業と食肉流通再編合理化施設整備事業の一体的な取組を支援するものとするが、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 食肉流通再編合理化推進事業

次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

- (1) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のための P R 活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

- (1) 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、第 6 の 1 の事業実施計画の作成に当たっては、コンソーシアムにおいて合意の上、適切な能力・規模の決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として 5 戸以上とする。

併せて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(2) 食肉処理施設の廃棄等

本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄に係る経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

- (3) 整備後施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備す

る場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第3 事業実施主体

要綱別表1の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、食肉処理施設（整備後施設における牛や豚をと畜、解体、部分肉等にまで処理・加工する業務を実際に行う事業者が確定しているものに限る。）及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後施設の所有者であること。
- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の

範囲内で設定することとしていること。

第4 補助対象要件等

1 食肉流通再編合理化推進事業

補助対象要件及び交付率等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。ただし、整備後施設における畜産物を処理・加工する業務等を実際に行う事業者が確定しているものに限る。

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

(1) 補助対象要件及び交付率等

補助対象要件及び交付率等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(2) 施設等の基準

施設等の基準は別表3に掲げるとおりとする。

(3) 食肉処理施設の廃棄の基準等

ア 食肉処理施設の廃棄

(ア) 廃棄の対象は、第5の2(3)の廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

(イ) 廃棄施設を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、第6の2の再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを交付対象経費から控除する。

(ウ) 交付対象経費には、食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

イ 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

(ア) 交付対象は、別表1の1(2)の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第126条及び第127条又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。)別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、整備後施設において(ア)の耐用年数以上

に設定されている設備であって、かつ、(ア)の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。

(ウ) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a (ア)の施設等又は(イ)の設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
- b 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

- c 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。
 - d 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。
 - e 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)、(ウ)のaからdまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。
- (エ) 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(ウ)のaからcまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

(オ) 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第5 採択要件

1 食肉流通再編合理化推進事業

本事業は、コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定めるコンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

(1) コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 輸出拡大計画（輸出向け出荷量5%以上の増加（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、いずれの国への輸出を新規で実施）する計画とすること。）
- c 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- d 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の再編合理化に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

(2) コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に食肉流通再編合理化施設整備事業が完了する場合は、当該事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

本事業は、コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

(1) 施設整備は、コンソーシアム計画に基づく対象食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等とする。なお、再編合理化とは、コンソーシアム内の2施設以上の食肉処理施設の統合又は機能再編による業務の効率化・高度化、専用施設化を図る取組により、食肉の輸出拡大や効率的・効果的な生産・流通体制に強化することをいい、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・

共同化による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

- (2) 再編施設（コンソーシアム計画に基づき整備を行う食肉処理施設をいう。以下同じ。）の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであることとする。

- (3) 事業実施主体は、再編施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けているものとする。

また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。

- (4) 整備に当たっては、整備後の1日当たりの処理能力頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下同じ。）が、1コンソーシアムにつき、おおむね1,000頭以上の規模となることとする。

加えて、処理能力頭数は、現状（再編合理化前）のコンソーシアム内の処理頭数合計（直近3年度間の平均）を上回る計画とすること。

また、施設整備の交付対象は、1施設につき、処理能力頭数がおおむね700頭以上の規模となることとする。ただし、地域の事情により以下のアからエまでの2つ以上に該当する整備の場合、おおむね500頭以上の規模となることを可とする。

ア 県内1施設の食肉処理施設の他県の食肉処理施設との再編合理化

イ 地域の増頭計画に対応して処理頭数を増頭する計画を有する食肉処理施設の再編合理化

ウ 輸出専用食肉処理施設化による再編合理化

エ 牛又は豚の専用施設化による再編合理化

- (5) 整備後施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

3 その他

(1) 成果目標

要綱別表1の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は、配分基準通知の別表1において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表2から別表4までにより加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定し、第6の2の再編合理化計画に記載するものとする。

(2) 目標年度

目標年度は、事業完了年度から5年以内に設定するものとする。

(3) 上限事業費

別表4により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

(別記 2)

輸出食肉処理施設機能高度化事業

第 1 取組の概要

食肉処理施設等及び食肉加工施設における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限に取り込める体制を構築するため、次に掲げる事業を実施できるものとする。

1 高度加工処理施設・設備等整備支援事業

食肉に対する多様化・細分化するニーズに対応するため、食肉処理施設等において、精肉等製品又は加工食品の製造を行うために必要となる高度な加工処理に対応した施設・設備等の整備を支援する。

2 省力化・自動化設備等整備支援事業

労働力不足を補完し、高度な食肉処理を行う機能の強化を図るため、食肉処理施設における省力化・自動化設備等の整備を支援する。

3 輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業

食肉の輸出向け出荷の増加を図るため、輸出に取り組む食肉処理施設の敷地外に所在し、輸出に取り組む食肉加工施設（以下「敷地外食肉加工施設」という。）の施設・設備等の整備を支援する。

4 国内向け加工機能の外部移転支援事業

食肉の輸出向け出荷の増加を図るため、食肉処理施設における国内向けの部分肉又は精肉等製品の製造を行う機能を、当該施設の敷地外に所在する食肉加工施設（委託加工施設を含む。）に移転するための施設・設備等の整備を支援する。

なお、移転先が委託加工施設の場合には、委託加工事業者を共同事業実施主体として、各種手続を事業実施主体と共同で実施するものとする。

第 2 事業の実施基準等

- 1 施設・設備等の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、適切な能力・規模の決定を行うものとする。また、当該施設（第 1 の 3 の事業を除く、第 1 の 4 の事業の場合は移転元の食肉処理施設）の受益農家は原則として 5 戸以上とする。

併せて、施設・設備等の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- 2 施設・設備等の利用料金を設定する場合は、原則として施設・設備等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

- 3 整備後施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事を経由し地方農政局長等と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

(2) 整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業

実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であるものとする。

（３）貸借契約は、文書によって行うものとする。

なお、整備後施設の所有者は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第３ 採択要件

要綱別表１の採択要件の欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- １ 事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - （１）事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
 - （２）規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - （３）規約において、各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
 - （４）構成員である法人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと及び法人等の役員等でないこと。
- ２ 第１の１又は２の事業により整備する施設・設備等は、輸出先国が定める衛生基準等に対応し、食肉の輸出向け出荷の増加を図るものであること。
- ３ 第１の３の事業により整備する敷地外食肉加工施設の施設・設備等は、輸出認定を取得するために必要なものであること、又は、輸出認定を取得した敷地外食肉加工施設が、認定を取得した輸出先国（以下「認定国」という。）への食肉の輸出向け出荷の増加を図るために必要なものであること。
- ４ 第１の４の事業により整備する施設・設備等は、食肉処理施設における食肉の輸出向け出荷の増加を図るために必要なものであること。
- ５ 第１の１又は２の事業により行う食肉処理施設の新設又は改修は、当該施設が所在する都道府県が定める流通合理化計画に基づくものであること。
- ６ 第１の１又は２の事業により食肉処理施設を整備する事業実施主体は、施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていること。
- ７ 第１の１又は２により整備する施設・設備等においては、整備する食肉処理施設等と畜・と鳥又は部分肉加工・精肉加工された食肉を主として使用すること。

第４ 成果目標及び目標年度

１ 成果目標

成果目標は、以下の（１）及び（２）に掲げるものとする。

（１）事業ごとに、目標年度までに以下の目標を達成すること。

ア 高度加工処理施設・設備等整備支援事業

整備後施設における精肉等製品又は加工食品の輸出額又は輸出量を増加すること（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること）とし、具体的に達成すべき目標値は、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

イ 省力化・自動化設備等整備支援事業

整備後施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加すること（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること）とし、具体的に達成すべき目標値は、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

ウ 輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業

認定国への部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加すること（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、認定国への輸出を新規で実施すること）とし、具体的に達成すべき目標値は、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

エ 国内向け加工機能の外部移転支援事業

以下の①及び②について、具体的に達成すべき目標値を、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

① 移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加すること（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること）。

② 整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合う水準となること。

（２）要綱別表１の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は、配分基準通知の別表１において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表２から別表４までにより加算されるポイントの合計が１０以上となるように成果目標を設定するものとする。

２ 目標年度

目標年度は、事業完了年度から３年以内に設定するものとする。

(別記 3)

家畜流通基盤強化推進支援事業

第 1 取組の概要

本事業においては、家畜市場における家畜取引の活性化により、国産牛肉の輸出拡大に向けた高品質な牛肉生産の資質を有する肉用子牛の取引頭数の拡大や、再編整備を通じた家畜の生産・流通のコスト低減を図るとともに、取引伝票の電子交付による利用者の利便性向上や取引情報を有効活用して優良な肉用子牛の生産を拡大するため、次の各号に掲げる事業を実施できるものとする。

1 家畜市場再編・持続化支援事業

第 5 の 6 により承認を受けた整備計画に基づき実施する家畜市場の再編合理化及び近代化において、既存施設を再編後も活用する場合に当該施設の家畜市場機能を持続化するために必要な設備・機械器具等の整備（更新整備を含む。）

2 家畜取引機能強化支援事業

取引伝票の電子交付による利用者の利便性向上や、取引情報等を生産現場にフィードバックし優良な肉用牛の生産を促進するための設備・機器やシステムの整備等

第 2 取組の実施基準等

1 事業を実施する家畜市場の受益農家は、5 戸以上とする。

2 第 1 の 1 の事業においては、「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 畜 A 第 1463 号農林水産事務次官依命通知）」、「食肉及び家畜の流通合理化対策要領（平成 6 年 7 月 22 日付け 6 畜 A 第 1467 号農林水産省畜産局長通知）」に基づいて事業を実施することとし、「家畜の流通合理化を図るためのガイドライン」を踏まえて地域の実情に応じた家畜市場の再編を図ること。

3 第 1 の 1 の事業において整備する家畜市場（以下「再編家畜市場」という。）の利用料金は、原則として再編家畜市場の管理運営に必要な範囲で設定することとする。

4 整備する設備・機器等の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案することとし、コストの低減を図るための効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮するものとする。また、第 1 の 1 の事業を実施する場合は都道府県、市町村、事業対象の施設に係る再編整備計画に関する全ての家畜市場、農業関係機関（農業協同組合等）、農業者等と合意形成の上、決定を行うものとする。併せて、個別農業者等の施設の利用継続が見込まれる年数等についてもアンケート調査等の実施により十分な検討を行うものとする。

5 第 1 の 1 の事業において、廃棄施設がある場合は、廃棄にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

6 補助事業者以外の者に貸し付けることを目的として設備・機器等の整備及び導入をする場合については、次の各号のとおりとする。

(1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

- (2) 補助事業者が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「(事業費－補助金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、補助事業者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第3 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体の欄のとおりとする。
- 2 事業実施主体又はその構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体の欄の（8）の民間事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 5戸以上の農家が利用する施設を管理運営していること。
 - (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 4 要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体の欄の（13）の生産者が組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいい、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。
- 5 要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体の欄の（14）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 第1の1の事業においては、都道府県、市町村、事業対象の施設に係る再編整備計画に関する全ての家畜市場、農業関係機関（農業協同組合等）等により構成されていること。このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を必須の構成員とする（都道府県が構成員に含まれる場合を除く。）。

- (4) 設備・機器等の整備及び導入を行う者は、協議会の構成員であって、要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体の欄の(1)から(13)までに規定する者とする。

第4 補助対象要件

1 補助対象要件及び交付率等

補助対象要件及び交付率等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。また、次に該当する場合も補助対象とする。

- (1) 要領本文第8の(2)のただし書きについて、以下のアからイまでの要件をすべて満たした上で市場機能の持続化に資すると十分に認められる場合のみ同種・同能力のものを再整備する更新を認める。

ア 更新する設備・機械器具に係る減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）を超えるまでの間、事業実施後の再編家畜市場の年間取引頭数が、事業実施前における当該家畜市場の年間取引頭数を下回らないことが見込まれ、実質的に機能向上と同等の取引の効率化が見込まれること。

イ 再編する複数の家畜市場の周辺地域における事業実施前の家畜の取引頭数のうち家畜市場の取引が占有する割合が80%以上であり、当該地域の畜産基盤の維持において極めて重要な施設であると認められること。

- (2) 第1の2の事業の取組に必要な設備・機器等の整備等にあたっては、事業実施主体が自ら取得する場合のほか、リース導入による場合も交付対象とする。

2 施設等の基準

施設等の基準は別表3に掲げるとおりとする。

3 家畜市場の廃棄の基準等

(1) 家畜市場の廃棄

ア 廃棄施設は、流通合理化計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

イ 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、廃棄計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。

ウ 交付対象経費には家畜市場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費については含めることができないものとする。

(2) 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

ア 交付対象は、別表1の(1)の補助対象要件欄のアの(ア)から(エ)に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について耐用年数に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧

定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編する家畜市場においてアの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。

ウ 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) アの施設等又はイの設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(イ) 廃棄施設が、営業年度の途中において家畜取引を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の家畜取引を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の家畜取引を休止した営業年度の期首から家畜取引休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

(ウ) 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に家畜取引を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

(エ) 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。

(オ) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウの(ア)から(エ)までの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価がウの(ア)から(ウ)までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その

上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

4 リース事業者の活用の基準等

(1) 第1の2の事業において、事業実施主体が設備・機器をリースにより導入する場合、リース事業者（本要領の規定に基づき補助事業者と契約し貸付けを行うリース会社等をいう。以下同じ。）が取得する当該設備・機器（以下「貸付対象設備・機器」という。）の取得及び設置に必要な費用並びに貸付対象機器・設備の導入に伴い事業実施主体が自ら実施することとなる取組に必要な費用の一部を事業実施主体に対して補助するものとし、事業実施主体は、受領した補助金のうちリース事業者に対し支払われるべきものに相当する金額を速やかにリース事業者に対し支払うものとする。

(2) 貸付対象設備・機器の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間終了後に貸付対象設備・機器の所有権を移転する場合

貸付対象設備・機器の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象設備・機器の所有権を補助事業者に移転することを前提に、補助事業者とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

イ 貸付期間終了後に貸付対象設備・機器の所有権を移転しない場合

貸付対象設備・機器の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、再リースを行う場合にあっては、貸付対象設備・機器の購入に要する経費の一部が補助されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、再リース料金を設定するよう努めるものとする。

(3) 貸付期間終了後の貸付対象設備・機器の所有権の移転

リース事業者は、第1号に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該設備・機器に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により事業実施主体に当該設備・機器の所有権を移転することができるものとする。

(4) 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース事業者を支払うものとする。

(5) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

ア 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象設備・機器の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象設備・機

器の貸付期間で除して得た額とする。

イ 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象設備・機器の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(6) 契約書類の提出

ア リース事業者は、リース契約の内容に、貸付対象設備・機器の取得価格及び補助金額並びに本事業により導入した財産の管理、財産の処分の制限、補助金の経理等について要綱に準じて取り扱う旨を明記するものとする。

イ 事業実施主体は、リース事業者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを都道府県知事に提出することとし、都道府県知事はその写しについて地方農政局長等に提出するものとする。

第5 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 事業実施後において、原則として1回あたりの家畜取引頭数が250頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上確保されることが見込まれることとし、かつ、第1の1の事業については現状を超える家畜の取引頭数、第1の2の事業についてはおおむね現状と同じ又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。
- 2 和子牛の取引を行う家畜市場にあっては、事業実施後、海外での需要が高い高品質な牛肉生産の資質を有する高資質和子牛（和子牛のうち、脂肪交雑の期待育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の形質の期待育種価が、当該施設を整備する都道府県等において上位2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）が全体の取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）の過半を占めることが見込まれること。
- 3 第1の1の事業については、再編家畜市場の整備により、安全面及び衛生面の機能向上、家畜取引や市場運営の合理化等が見込まれることで、市場機能の持続化が図られること。第1の2の事業については、家畜市場の利用者の利便性の向上や生産性の向上が見込まれること。
- 4 第1の1の事業については、複数の家畜市場の統合等により、家畜市場の再編に取り組むものであり、そのうち1つ以上の家畜市場において再編後も家畜の取引を行うこととし、その家畜市場に対する設備・機器の整備等の取組であること。また、再編する複数の家畜市場の周辺地域における事業実施前の家畜の取引頭数のうち家畜市場の取引が占有する割合が50%以上であり、家畜市場機能が持続しなければ家畜の流通等に影響が生じる可能性があること。
- 5 再編家畜市場の整備及び再編に伴う家畜市場の廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める家畜の流通合理化計画に基づくものであること。

6 事業実施主体は、再編家畜市場の整備について、整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けていること。

また、家畜市場の廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画も含めて作成し、都道府県知事による承認を受けていること。

7 事業実施主体は、整備計画を踏まえて要領本文第5の2の再編合理化計画を作成すること。

8 成果目標及び目標年度並びに上限事業費

(1) 成果目標

要綱別表1の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は、配分基準通知の別表1において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表2から別表3までにより加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定し、第1の1の事業においては要領本文第5の2の再編合理化計画に、第1の2の事業においては要領本文第5の1の事業実施計画書に記載するものとする。

(2) 目標年度

目標年度は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

(3) 上限事業費

別表4により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

第6 費用対効果分析

要綱第32第2項に定めるとおり費用対効果分析を実施することとするが、第1の2の事業においては、取組内容に応じ、整備による効果を十分検討した上で、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号3農産第2896号3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）に定められた家畜市場整備に係る畜産関連経営体所得向上効果額算出表に該当しない所得向上効果やコストの削減効果等があった場合には、それらについて、その他の効果として算出を行うこと。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等/輸出食肉処理施設機能高度化事業/家畜流通基盤強化推進支援事業）の事業実施計画の承認申請について

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2027 号農林水産省畜産局長通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 輸出食肉処理施設機能高度化事業のうち国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者氏名に、共同事業実施主体名及び代表者氏名を併記すること。
- 3 関係書類として、要領別記 1 の事業は別添 1、要領別記 2 の事業は別添 2、要領別記 3 の事業は別添 3 の事業実施計画書及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（要領別記 1 及び別記 2 の事業に取り組む場合にあっては食品関連事業者向け、要領別記 3 の事業に取り組む場合にあっては民間事業者・自治体等向け）を添付すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等/家畜流通基盤強化推進支援事業）の再編合理化計画の（変更）承認申請について

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第2027号農林水産省畜産局長通知）第5の2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 関係書類として、要領別記1の事業は別添1、要領別記3の第1の1の事業は別添2の再編合理化計画書を添付すること。

別紙様式第 4 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては要領別記 1 の事業は畜産局長、
要領別記 2 及び 3 の事業は北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏名

〇〇年度食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等
/輸出食肉処理施設機能高度化事業/家畜流通基盤強化推進支援事業）の成果目標の
（変更の）妥当性等の協議について

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第
2027 号農林水産省畜産局長通知）第 5 の 3 の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 関係書類として、別紙様式第 3 号の都道府県事業実施計画及び環境負荷低減のクロ
スコンプライアンスチェックシート（要領別記 1 及び別記 2 に取り組む場合にあつて
は食品関連事業者向け、要領別記 3 の事業に取り組む場合にあつては民間事業者・自
治体等向け）を添付すること
3 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
4 都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付
すること

別紙様式第 6 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等/輸出食肉処理施設機能高度化事業/家畜流通基盤強化推進支援事業）の実施状況報告及び評価報告

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2 0 2 7 号農林水産省畜産局長通知）第 6 の 1 及び第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 要領別記 2 の事業については別紙様式第 5 号を添付すること。
3 輸出食肉処理施設機能高度化事業のうち国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者氏名に、共同事業実施主体名及び代表者氏名を併記すること。

別紙様式第 7 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては要領別記 1 の事業は畜産局長、
要領別記 2 及び 3 の事業は北海道農政事務長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏名

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等/輸出食肉処理施設機能高度化事業/家畜流通基盤強化推進支援事業）事業実施状況報告及び評価報告（〇〇年度）

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 2027 号農林水産省畜産局長通知）第 6 の 4 及び第 7 の 2 の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 関係書類として、要領別記 1 の事業は別添 1、要領別記 2 の事業は別添 2、要領別記 3 の事業は別添 3 を添付すること。
3 必要に応じて食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業実施要領第 6 の 1 及び第 7 の 1 による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること。

食肉流通再編合理化推進事業等

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・ 畜産農家 ・ 食肉処理施設 ・ 食肉流通事業者 ・ その他			

注1：組織構成は、畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者等の組織ごとに構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、整備等を実施する食肉処理施設を以下に記載すること。

食肉処理施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

注1：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び食肉処理施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。

併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：既存食肉処理施設の処理能力及び利用状況並びに整備後施設の処理能力及び利用計画等が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. 食肉流通再編合理化推進事業の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、 対象者数、場 所等)	事業費 (円)	負担区分			備考
					国費	都道府 県費	その他	
(1) 協議会（検討会）の開催								
取組内容①：	(例) × × 委員会 (構成員：〇〇、 □□、△△)							
(2) 調査の実施								
取組内容①：								
(3) 研修会の実施								
取組内容①：								
(4) その他								
取組内容①：								
合 計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：取組内容には、国産食肉の生産・流通体制の強化（生産現場と結びついた流通改革の推進）に必要な食肉の品質向上（衛生水準の維持・向上を含む）、家畜防疫対策の徹底、家畜飼養管理技術の向上、その他必要な取組について記載する。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業の概要

(1) コンソーシアム内の食肉処理施設の概要

再編の対象となる施設			再編後の施設			
名称	住所	敷地面積(㎡)	名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 再編（統合又は機能再編）の実施体制

--

(3) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考
						国費	都道府県費	その他	
		再編 合理化 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		廃棄 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		合計							

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

(2) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1: 区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2: 複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 食肉流通再編合理化推進事業

(1) 経費の使用に関する規定（案）等
(2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(3) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(9) 定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

※廃棄に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 再編の対象となる施設の関係者の同意書
(2) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) 再編合理化計画書（別紙様式2号別添1）
(4) 本事業の取組が位置付けられた流通合理化計画
(5) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(6) その他畜産局長等が必要と認める資料

第5 個人情報の取扱い（任意）

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
同意しません	☐	

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

輸出食肉処理施設機能高度化事業

事業実施計画書

事業実施年度：令和 年度（ 年目）

産地名：（所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

代 表 者：

注：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者に、共同事業実施主体名及び代表者を併記すること。

1 事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名		電話番号	
住所	〒				
資本構成・比率（％）					

注 1：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。

注 2：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

注 3：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、欄を追加し、共同事業実施主体に関する情報を追記すること。

2 事業内容

事業： 高度加工処理施設・設備等整備支援事業 ／ 省力化・自動化設備等整備支援事業 ／ 輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業 ／ 国内向け加工機能の外部移転支援事業

--

注：該当する事業に○を付けた上で、詳細を記載すること。

3 施設の概要（現状：〇年〇月時点）

【食肉処理施設】※高度加工処理施設・設備等整備支援事業、省力化・自動化設備等整備支援事業、国内向け加工機能の外部移転支援事業の場合に記載

[illegible]

注：部分肉仕向け頭数の欄の（ ）には、と畜頭数に占める部分肉仕向け頭数の割合を記載すること。

【食鳥処理施設】※高度加工処理施設・設備等整備支援事業の場合に記載

施設名	食鳥処理羽数（羽）				精肉等製品製造量（トン） （割合）			加工食品の 製造品目と製造量 （トン）		精肉等製品・加工食品の 輸出品目と輸出量 （トン）					受益農家 数 （戸）	産地リスト 掲載 （有・無）	フラッグ シップ輸出 産地 認定 （有・無）
	食鳥合計				部位（ ）	部位（ ）	部位（ ）	（例）焼き鳥		（例）産地パック （深絞りパック）	（例）焼き鳥						
	ブロイラー	成鶏	地鶏														
					（ ）	（ ）	（ ）			（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）			

注：「精肉等製品仕向け量」の欄には、本事業を利用して輸出する部位を記載した上でその生産量を記載すること。

【食肉処理施設又は食鳥処理施設における輸出に係る現状】※高度加工処理施設・設備等整備支援事業、省力化・自動化設備等整備支援事業、国内向け加工機能の外部移転支援事業の場合に記載

輸出に係る認証取得や輸出先国・品目等の現状					
項目	(例) 輸出先国	(例) 輸出品目			
状況	米国、香港	部分肉			

【食肉加工施設】※輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業の場合に記載

施設名	部分肉製造量 (トン)		精肉等製品製造量 (トン)		加工食品の 製造品目と製造量 (トン)	部分肉・精肉等製品・加工食品 の輸出品目と輸出力 (トン)			産地リスト 掲載 (有・無)	フラッグ シップ輸出 産地 認定 (有・無)
	牛	豚	牛	豚						
					(例) ローストビーフ		(例) スライス肉			

【食肉加工施設】※国内向け加工機能の外部移転支援事業の場合に記載

移転先の 食肉加工施設名	部分肉製造量 (トン)		精肉等製品製造量 (トン)	
	牛	豚	牛	豚

成果目標

	【類別Ｂ１】						【類別Ｂ２】	【類別Ｂ３】
	目標年度までの輸出累計額／補助金額			部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額の増加率		部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額	受益農家数	選択した内容について記載
	(輸出累計額)	(補助金額)	(%)	(輸出額)	(増加率)	(輸出額)	(戸)	
現状 (○年度)								
目標 (○年度)								

	【類別 B 4】				【類別 B 5】		【類別 B 6】		
	部分肉・精肉等製品・加工食品の 輸出向け出荷量の増加率		部分肉・精肉等製 品・加工食品の 輸出向け年間出荷量	豚熱清浄化後に 速やかに豚精肉 等製品の輸出に 取り組む計画	重量当たりの部分肉・精肉等製品・加工品 のいずれかにおける処理加工コストの削減率		精肉等製品・加工食品への 仕向割合の増加率		部分肉・精肉等製 品・加工食品への 仕向割合
	(輸出向け出荷量)	(増加率)	(輸出向け出荷量)		(処理加工コスト)	(削減率)	(仕向割合)	(増加率)	(仕向割合)
現状 (○年度)									
目標 (○年度)									

	【類別Ｂ７】	配分基準別表４
	年間処理羽数	輸出産地の産地 リストへ掲載さ れた又はフラッ グシップ輸出産 地の認定を受け た産地の施設整 備
	(羽)	
現状 (○年度)		
目標 (○年度)		

高度加工処理施設・設備等支援事業		省力化・自動化設備等整備支援事業、		輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業			国内向け加工機能の外部移転支援事業			
整備後施設における精肉等製品又は加工食品の輸出額又は輸出量を増加		整備後施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加		整備後施設における認定国への部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加			移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加		整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合うこと	
(輸出額)	(輸出量)	(輸出額)	(輸出量)	(認定国)	(輸出額)	(輸出量)	(輸出額)	(輸出量)	(移転を計画している生産量)	(整備後施設の生産量)

注１：「配分基準通知」の別表１及び２で選択した類別及び活用する事業に応じて記載すること。

注２：「目標」は、事業実施年度から３年度以内とする。

5 事業計画

(１) 総括表

	総事業費（円）				備考
		国費	自己負担	その他	
整備事業					

(2) 内訳
ア 全体事業計画

事業内容 (工種、規模、能力等)	総事業費			完了 年月日	費用対効果 分析	備考
	(円)	国費	自己負担	その他		
合計						

イ 整備計画

	設置する設備等の内容			総事業費 (円) (①+②)		補助対象外 経費 (円) ①	補助対象 経費 (円) ②			耐用年数	補助残融資担保 (該当に○)	備考
	区分	台数	規格、型式、能力	単価	事業費		国庫	自己負担	その他			
施設等整備費												
小計												
消費税相当額												
総合計												

(3) 補助残融資担保 ((2) イの補助残融資担保に該当する施設について記載)

補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けよう とする金額	償還年数	その他

7 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

（２）支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
合計					

注１：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

注２：適宜、行を追加して記入すること。

8 添付書類（添付書類名に○を付すこと。）

添付書類	注意点
（１）施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
（２）概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
（３）施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
（４）財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去５年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
（５）費用対効果分析	「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
（６）施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（５）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
（７）施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
（８）整備計画	食肉の流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
（９）定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

9 個人情報の取扱い（任意）

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	☐	

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

10 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認 月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

家畜流通基盤強化推進支援事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	沿革	代表者の氏名	その他

注1：事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

注2：要領別記5の第3の3の民間事業者の場合、その他の欄に施設の利用農家数を記載すること。

第2 事業の実施方針

(1) 事業名

--

注：要領別記3の第1の1及び2又はそのいずれか実施する事業名を記載すること。

(2) 事業の実施方針

--

注1：年間の家畜取引頭数、市場開催日数、開催1回あたりの平均取引頭数等について、家畜の種類ごとに、既存施設の運用状況及び整備後施設の運営計画が分かる資料を添付すること。

注2：対象地域における家畜の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：現状や課題、事業実施の必要性及び整備する設備・機械器具との因果関係、期待される効果等を記載すること。

注4：別紙とすることも可。

第3 事業計画の内容

1. 家畜市場再編・持続化支援事業の概要

(1) 家畜市場の再編の概要

再編の対象となる施設			再編後の施設			
名称	住所	敷地面積(㎡)	名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 再編の実施体制

注1：具体的な組織、団体やそれらの役割分担がわかるように記載すること。

注2：別紙とすることも可。

2. 家畜取引機能強化支援事業の概要

(1) 事業対象施設の概要

事業対象となる施設				
名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得	移転・廃止又は休止する計画の有無

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 事業の実施体制

--

注1：具体的な組織、団体やそれらの役割分担がわかるように記載すること。

注2：別紙とすることも可。

(3) リースによる設備・機械器具導入の概要

貸付対象 設備・機械器具	取得等に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用 年数 (年)	リース 期間 (年)	リース料 (うち基本貸付料) (うち付加貸付料等) (円／年)	貸付対象設備・ 機械器具のリース 期間終了後の価格 (円)	リース期間 終了後の 取扱い	所有権を移転 する場合の 譲渡額(円)	備考

(4) 成果目標

ア 平均取引頭数

開催 1 回当たり平均取引頭数 (頭／回)			備考
現況	目標	増加率	

イ 高資質和子牛

高資質和子牛の取引頭数 (頭／年)			高資質和子牛の取引割合 (%)			備考
現況	目標	増加率	現況	目標	増減	

ウ 買参人

畜種（取引区分）	開催 1 回あたりの買参人数 (人／回)			開催 1 日あたりの買参人数 (人／日)			備考
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	

注：畜種欄には、取引区分を記載すること。（例：黒毛和種・子牛）ただし、最も取引が多い畜種とすること。

エ 年間延べ運営従業者数

年間延べ運営従業者数 (人／年)			備考
現況	目標	削減率	

オ 牛換算100頭当たり取引コスト

牛換算100頭当たり取引コスト (円)			備考
現況	目標	削減率	

カ 平均日齢体重

平均日齢体重 (kg/日)			備考
現況	目標	増加率	

キ 取引伝票の電子交付割合

取引伝票の電子交付割合 (%)			備考
現況	目標	増加率	

3. 家畜市場再編・持続化支援事業及び家畜取引機能強化支援事業の共通事項

(1) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備する設備・機械器具、 廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分				備考
						国費	都道 府県 費	事業 実施 主体	その他	
		整備 施設	補助 対象							
				小計						
			補助 対象 外							
				小計						
		廃棄 施設	補助 対象							
				小計						
			補助 対象 外							
				小計						
		合計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設、設備・機械器具の整備も含めて記載すること。

注3：整備する設備・機械器具の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設（設備・機械器具を整備する施設）の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：リースにより設備・機械器具を導入する場合であって国費以外の負担がある場合は、負担する者の欄に、リース料のうちリース期間中に支払う基本貸付料の総額及びリース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算を記載すること。

注5：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

(2) 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

(3) 収支予算 (又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2：複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1 整備に係るもの（（9）から（12）は家畜市場再編・持続化支援事業のみ）

添付書類	注意点
（1）整備する設備等の規模決定に関する資料	既存施設の規模・能力及び利用状況、整備予定施設の規模・能力及び利用計画並びに整備予定施設に整備する設備・機械器具等の規模・能力等の決定根拠が確認できる資料
（2）概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
（3）施設の設計図・配置図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）及び整備する設備・機器等の配置図並びに用地内における建物（施設別）の配置図
（4）財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
（5）費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること。
（6）施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
（7）設備等の管理運営規程等	整備する設備・機械器具が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
（8）定款等	事業実施主体の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書等
（9）再編の同意書	再編の対象となる施設の関係者の同意書
（10）再編合理化計画書	別紙様式2号別添2
（11）整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
（12）流通合理化計画	「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」等に基づき、本事業の取組が位置付けられた都道府県の流通合理化計画
（13）リース契約書（案）	家畜取引機能強化支援事業において、リースにより設備等を導入する場合のリース事業者とのリース契約書（案）
（14）その他畜産局長等が必要と認める資料	

2 廃棄に係るもの

添付書類	注意点
（1）廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
（2）廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
（3）設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
（4）財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
（5）耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
（6）廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

第5 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分 承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

食肉流通再編合理化推進事業等

再編合理化計画書

策定年度： 令和 年度

目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ～ 令和 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 事業の実施方針

--

注1：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

2 再編の概要

(1) 再編の対象となる施設の概要

施設名	設立年	再編合理化の取組等	対応方針	受益農家数		備考
				再編前	再編後	
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
全施設の平均値（注3）						

注1：施設名の欄には、本事業により整備又は廃棄を行う施設について、関連する食肉処理施設を全て記載すること。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：受益農家数の欄について、食肉処理施設の再編を図る場合は全施設の平均値も記載すること。

注4：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注5：再編合理化の取組等の欄には、要領別記 1 の第5の2の(1)に記載の再編合理化の取組（統合又は機能再編）、その具体的な内容を記載すること。なお、必須要件の充足状況、今後の実施計画等がわかる資料を添付すること。

3 成果目標と事業費

(1) 食肉流通再編合理化推進事業における成果目標

以下については、現況、目標ともに、コンソーシアム全体について記載。

① 家畜の生産

品目 (畜種等)	生産量 (A) (頭、羽、kg)			販売価格 (B) (千円／頭、羽、kg)			生産コスト (C) (千円／頭、羽、kg)			成果目標額 (A) × ((B) - (C)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0	0	0	0
			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0	0	0	0

② 食肉・加工品の製造

品目 (種類)	生産量 (D) (kg)			販売高 (E) (千円)			処理加工コスト (F) (千円／kg)			流通コスト (G) (千円／kg)			成果目標額 (E) - (D) × ((F) + (G)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0			0	0	0	0
			0			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0			0	0	0	0

注：処理加工コストの算定に当たって、減価償却費は、食肉処理・加工コストの算定基礎から除き、計算することができるものとする。以下、同じ。

③ 成果目標額の合計

品目 (種類)	成果目標額 (①+②) (千円)		
	現況	目標	現況-目標
合計			

注1：コンソーシアム計画を添付すること。

注2：備考は、類似の計画がある場合の主な内容や、検討中の場合の検討状況などを記載。

(2) 食肉流通再編合理化施設整備事業における成果目標

以下については、整備する施設毎に記載。

ア. 食肉処理・加工コスト

① と畜工程

[illegible]

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

[illegible]

③ と畜コスト＋部分肉加工コスト

畜種	と畜コスト＋部分肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	削減率
牛	0	0	0
豚	0	0	0
肥育豚換算	0	0	0

注1：部分肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

④ 精肉加工工程（該当施設のみ）

畜種	精肉加工量 (頭/日)			精肉仕向割合 (%)			精肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：精肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：精肉仕向割合について、当該施設において生産された部分肉のうち、当該施設において精肉処理を行われる割合を記入すること。

イ. と畜料金及び部分肉加工料金の目標

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	現況	目標	値下げ率	現況	目標	値下げ率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

ウ. 輸出に対する取組の目標

畜種	現況			目標			
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	増加率	主な部位
牛							
豚							

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国ごとに、数量等を記入すること。

注 再編合理化計画の作成に当たっての留意事項

- ① 現況値と目標値は、同一の方法で算出すること。
- ② 算出した成果目標の妥当性を検討できる資料を添付すること。

(3) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力を具体的な内容を記載。

家畜流通基盤強化推進支援事業

再編合理化計画書

策定年度： 令和 年度

目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ～ 令和 年度

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 基本方針

--

注：対象地域における、家畜（畜種別かつ品種別）の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

2 再編の概要

(1) 再編の対象となる施設の概要

施設名	設立年	本事業による再編統合を必要とする理由	対応方針	受益農家数		備考
				再編前	再編後	
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			

注1：施設名の欄には、本事業により再編整備又は廃棄を行う施設について、関連する家畜市場を全て記載する。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

(2) 市場開催月及び回数

開催月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
市場名称	整備前												
	整備後												

注1：開催回数及び1開催当たりの日数を記載すること。

注2：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

(3) 整備する家畜市場における計画等

家畜市場名															
畜種			年間取引頭数 (頭/年)			年間市場開催 回数（注１） (回)			年間市場開催 日数 (日)			取引頭数 (頭/回)			備考
			現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	
牛	肉専用種	黒毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		褐毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		その他の肉専用種													
	乳用種 (交雑種を含む)														
	豚（牛換算）														
その他（牛換算）（注２）															
合計															

注1：複数日にわたる開催の場合、当該開催回数は1回とカウントすること。

注2：その他は適宜畜種を記入すること。

注3：備考欄に全年間取引計画頭数に占める和子牛の取引計画頭数の比率を記載すること。

注4：新たに取引する和牛の区分(妊娠牛等)がある場合は、適宜欄を追加すること。

(4) 廃棄又は廃止する施設の概要

廃棄又は廃止 市場名称															
畜種			年間取引頭数 (頭/年)			年間市場開催 回数 (注1) (回)			年間市場開催 日数 (日)			開催1回あたりの 取引頭数 (頭/回)			備考
			現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	
牛	肉 専 用 種	黒毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		褐毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		その他の肉専用種													
	乳用種 (交雑種を含む)														
	豚 (牛換算)														
その他 (牛換算) (注2)															
合計															

注1：複数日にわたる開催の場合、当該開催は1回とカウントすること。

注2：畜種欄のその他は適宜畜種を記入すること。

注3：廃棄又は廃止施設が複数ある場合、適宜欄を追加し、関係する全てについて施設ごとに記載すること。

3 家畜市場の再編における成果目標と事業費

(1) 成果目標

ア 年間の家畜取引頭数

年間の家畜取引頭数 (頭／年)			備考
現況	目標	増加率	

イ 平均取引頭数

開催 1 回当たり平均取引頭数 (頭／回)			備考
現況	目標	増加率	

ウ 年間の開催回数又は日数

年間開催回数 (回／年)			年間開催日数 (日／年)			備考
現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	

エ 高資質和子牛

高資質和子牛の取引頭数 (頭／年)			高資質和子牛の取引割合 (%)			備考
現況	目標	増加率	現況	目標	増減	

オ 買参人

畜種（取引区分）	開催１回あたりの買参人数 （人／回）			開催１日あたりの買参人数 （人／日）			備考
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	

注：畜種欄には、（１）整備事業における計画等から引用した取引区分を記載すること。（例：黒毛和種・子牛）
ただし、最も取引が多い畜種とすること。

カ 年間延べ運営従業者数

年間延べ運営従業者数 （人／年）			備考
現況	目標	削減率	

キ 牛換算100頭当たり取引コスト

牛換算100頭当たり取引コスト （円）			備考
現況	目標	削減率	

ク 平均日齢体重（※家畜取引機能強化支援事業を併せて実施する場合のみ）

平均日齢体重 （kg／日）			備考
現況	目標	増加率	

(5) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、
()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力を具体的な内容を記載。

都道府県事業実施計画

1. 総括表

(都道府県名：)

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	事業名 (リストから選択)	輸出予定 国・地域	対象畜種等名、 輸出品目 ※輸出品目は、 輸出食肉処理施 設機能高度化事 業のみ	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	日本政策金 融公庫への 情報提供	備考
									交付金	都道府県費 市町村費	その他			
1														
2														

- (注) 1 輸出食肉処理施設機能高度化事業のうち国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に共同事業実施主体名を併記すること。
- 2 「対象畜種等名」の欄については、対象となる具体的な畜種等名を記入することとし、複数畜種を対象とする場合にあっては併記すること。
- 3 「事業内容」の欄については、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 4 「日本政策金融公庫への情報提供」の欄については、事業実施主体が本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」を記入すること（任意）。
なお、同意しない場合でも、事業の採択等には影響はありません。
- 5 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式3号別添に記入すること。
- 6 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、3. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 個別表

食肉流通再編合理化推進事業等										(〇〇県 〇〇年度)											
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	類別	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					対象となる畜種等	類別	Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値					現況値の内容	成果目標ポイント			
					成果目標の内容							成果目標ポイント		成果目標の内容					成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法			目標	現況等	現状値	目標値	増減率等		目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)			(設定基準・項目)				
									(事業実施主体の現況)								(事業実施主体の現況)				

番号	市町村 名	事業実施 主体名 (コン ソーシア ム名)	対象とな る畜種等	Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象とな る畜種等	Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			
										(事業実施主体の現況)											(事業実施主体の現況)			

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる畜種等	Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			
											(事業実施主体の現況)										(事業実施主体の現況)			

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	類別	Ⅶ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						都道府県 加算ポイント	輸出産地 リスト又はフ ラッグシップ 輸出産地連携 加算ポイント	ポイント総計		
					成果目標の内容					現況値の内容				成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					
										(事業実施主体の現況)					0

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1及び2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由

番号	財政的支額及び理由

(注) 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値											
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値											
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										(配分基準別表3) 都道府県等の財政支援加算ポイント ※財政的支支援額及び理由を記載すること			(配分基準別表4) 輸出産地リスト又はフラッグシップ輸出産地連携加算ポイント		ポイント総計	
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント					
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等				
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)						
										(事業実施主体の現況)						

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
- 2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表1及び2に定める類別番号を記入すること。
- 3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
- なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
- 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

Ⅱ－２ 事業ごとに設定する目標

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	【高度加工処理施設・設備支援事業】				【省力化・自動化設備等整備支援事業】				【共通】 目標数値の考え方
				整備後施設における精肉等製品又は加工食品に係る 輸出額又は輸出量を増加				整備後施設における部分肉・精肉等製品に係る 輸出額又は輸出量を増加				
				輸出額		輸出量		輸出量		輸出量		
				現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	
				(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	【高度加工処理施設・設備支援事業】				【省力化・自動化設備等整備支援事業】				【国内向け加工機能の外部移転支援事業】						【共通】 目標数値の考え方
				整備後施設における認定国への精肉等製品又は加工食品に係る 輸出額又は輸出量を増加 ※現況値及び目標値に認定国を記載することとする。				整備後施設における部分肉・精肉等製品に係る 輸出額又は輸出量を増加				移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品に係る 輸出額又は輸出量を増加				整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合うこと		
				輸出額		輸出量		輸出量		輸出量		輸出額		輸出量				
				現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	
				(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)		

(注) 1 該当する事業に応じて記載すること。

2. 個別表

家畜流通基盤強化推進支援事業										(〇〇県 〇〇年度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
番号	市町村名	事業実施主体名	家畜市場名	類別	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					(〇〇年)	(〇〇年)								(設定基準・項目)	(〇〇年)	(〇〇年)							(設定基準・項目)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
										(事業実施主体の現況)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
	(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				
						(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)				

Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値									Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値								
類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
	(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
						(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

Ⅶ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値									都道府県 加算ポイント	ポイント総計	
類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント				
	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標				現況等
	(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					
						(事業実施主体の現況)				0	

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由

番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

3. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施 主体名	事業内容 (工種、施設区分、構 造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度			事業費	交付金	

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
- 2 「事業内容」の欄にあつては、要綱別表1の事業内容欄に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 3 輸出食肉処理施設機能高度化事業のうち国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であつて、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に共同事業実施主体名を併記すること。

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(食肉流通再編合理化推進事業等及び家畜流通基盤強化推進支援事業に取り組む場合のみ該当)

(都道府県名：)

区 分		金 額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(別紙様式第3号 別添)

〇〇年度 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業に係る年度別実施計画書

年度別計画表（事業実施期間を２年以上とする場合に限る。）

(都道府県名：)

[illegible]

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

2 輸出食肉処理施設機能高度化事業のうち国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に共同事業実施主体名を併記する。

輸出食肉処理施設機能高度化事業 実施状況報告書・評価報告書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名 ：
代 表 者 ：

注：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者に、共同事業実施主体名及び代表者を併記すること。

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		代表者氏名		電話番号	
住所	〒 -				
資本構成・比率（％）					

注１：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。
注２：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。
注３：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、欄を追加し、共同事業実施主体に関する情報を追記すること。

2 総事業費（補助額）： 円（ 円）

3 事業内容

事業： 高度加工処理施設・設備等整備支援事業 ／ 省力化・自動化設備等整備支援事業 ／ 輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業
 ／ 国内向け加工機能の外部移転支援事業

注：該当する事業に○を付けた上で、詳細を記載すること。

4 成果目標の達成状況

	【類別Ｂ１】					
	目標年度までの輸出累計額／補助金額			部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額の増加率 （新規又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出額）		
	（輸出累計額）	（補助金額）	（％）	（輸出額）	（増加率）	（品目ごとの輸出の詳細）
事業実施前 （○年度）						
目標 （○年度）						
実績 （○年度）						

	【類別 B 2】	【類別 B 3】
	受益農家数	選択した内容について記載
	(戸)	
事業実施前 (○年度)		
目標 (○年度)		
実績 (○年度)		

	【類別 B 4】					
	部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出向け出荷量の増加率			部分肉・精肉等製品・加工食品の 輸出向け年間出荷量		豚熱清浄化後に 速やかに豚精肉 等製品の輸出に 取り組む計画
	(輸出向け出荷量)	(増加率)	(品目ごとの輸出の詳細)	(輸出向け出荷量)	(品目ごとの輸出の詳細)	
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

	【類別Ｂ５】		
	重量当たりの部分肉・精肉等製品・加工品のいずれかにおける処理加工コストの削減率		
	(処理加工コスト)	(削減率)	(処理加工コストの詳細)
事業実施前 (○年度)			
目標 (○年度)			
実績 (○年度)			

	【類別Ｂ６】				
	精肉等製品・加工食品への仕向割合の増加率			部分肉・精肉等製品・加工食品への仕向割合	
	(仕向割合)	(増加率)	(品目ごとの仕向割合の詳細)	(仕向割合)	(品目ごとの仕向割合の詳細)
事業実施前 (○年度)					
目標 (○年度)					
実績 (○年度)					

	【類別B7】	配分基準別表4
	年間処理羽数	輸出産地の産地リストへ掲載された又はフラッグシップ輸出産地の認定を受けた産地の施設整備
	(羽)	
事業実施前 (○年度)		
目標 (○年度)		
実績 (○年度)		

	高度加工処理施設・設備等支援事業			省力化・自動化設備等整備支援事業		
	整備後施設における精肉等製品又は加工食品の 輸出額又は輸出量を増加			整備後施設における部分肉・精肉等製品 の輸出額又は輸出量を増加		
	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

	輸出認定施設外の食肉加工施設整備事業		
	整備後施設における認定国への部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加		
	(輸出額)	(輸出量)	(輸出先国及び品目ごとの輸出の詳細)
事業実施前 (○年度)			
目標 (○年度)			
実績 (○年度)			

	国内向け加工機能の外部移転支援事業					
	移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加			整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合うこと		
	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)	(移転を計画している生産量)	(整備後施設の実生産量)	(品目ごとの生産の詳細)
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

注：「配分基準通知」の別表 1 及び 2 で選択した類別及び活用する事業に応じて記載すること。

5 取組の総評

--

6 評価

A : 目標以上の成果を達成

B : おおむね目標どおりの成果を達成

C : 目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。

必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別紙様式第7号 別添1

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通再編合理化推進事業等）

(〇〇県 〇〇年度)

[illegible]

			▼A 7 HACCP認 証等の認 定状況や 輸出状況 の進展	別添参照 (選択した成果目標について、この様式に沿って、計画時の状況、報告時の状況、実績等を記載すること。)										▼A 8 他県の食 肉処理施 設との再 編合理化 を図る	再編未実 施	AB施設 の新 設、A施 設及びB 施設の 廃棄が 完了。 ○月に AB施設 の稼働 を開 始。							○○県 の食肉 処理施 設との 再編を 完了	100%	食肉処理 施設の再 編を完了 した。														

都道府県平均 達成率	○%	総合 所見	・・・・・・・・
---------------	----	----------	----------

- (注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
- 2 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
- 3 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 4 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値とする。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（輸出食肉処理施設機能高度化事業）(〇〇県 〇〇年度)

市町村名	事業実施主体名	対象畜種名 (輸出品目)	事業名	成果目標 の類別 ・ 事業ごと の目標	成果目標の具 体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の 具体的な実績	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了 年月日	事業実施 主体の 評価	都道府県 の評価	備考		
						計画時 (△年)	1 年後 (□年)	2 年後 (◇年)	3 年後 (▽年)	目標値 (○年)	達成率				交付金	都道府県 費	市町村費	その他						
(例) 〇〇市	〇〇農協	牛肉 (部分肉、精 肉等製品)	省力化・自動 化設備等整備 支援事業									・食肉処理施設 における省力 化・自動化機械 の導入 (……)												
				事業ごと の目標																				
(例) 〇〇市	〇〇公社	豚肉 (加工品)	高度加工処理 施設・設備等 整備支援事業									・食肉処理施設 における加工品 製造機械の導入 (……)												
				事業ごと の目標																				

都道府県平均達成率	〇%			総合 所見	・・・・・・・・
-----------	----	--	--	----------	----------

- (注) 1 別紙様式第 3 号の 2. 個別票に準じて作成すること。
- 2 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
- 3 「事業実施主体の評価」欄と「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
- 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値を記入すること。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（家畜流通基盤強化推進支援事業）

(〇〇県 〇〇年度)																															
市町村名	事業実施 主体名	家畜市場 名 (事業実 施前)	(再編) 家畜市場 名 (事業実 施後)	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況						成果目標 の具体的 な実績	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況						成果目標 の具体的 な実績	事業内容 (工種、 施設区 分、構 造、規 格、能 力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年月 日	事業実施 主体の評 価	都道府県 の評価	備考		
					計画時 (△年)	1 年後 (□年)	2 年後 (◇年)	3 年後 (▽年)	目標値 (▽年)	達成率			計画時 (△年)	1 年後 (□年)	2 年後 (◇年)	3 年後 (▽年)	目標値 (▽年)	達成率				交付金	都道府県 費	市町村費	その他						
(例) 〇 〇市	〇〇農協	□□家畜 市場 △△家畜 市場	〇〇家畜 市場	▼C 1 家畜市場 の再編を 図る	再編未実 施	AB施設の新 設、A施設 及びB施設 の廃棄が完 了。〇月に AB施設の稼 働を開始。			家畜市場 の再編を 完了	100%	家畜市場 の再編を 完了した。	▼C 2 家畜市場 の合併に よる統合	2 箇所 12, 000頭	1 箇所 12, 000頭	1 箇所 12, 500頭	1 箇所 12, 800頭	2 箇所の 合併か つ年間 取引頭 数 10, 000 頭以上	100%	2 箇所の 家畜市場 が合併 し、年間 10, 000頭 以上を取 引した。	家畜市場 (……)											
				▼C 3 1 回あた りの平均 取引頭数	430頭	450頭	510頭	510頭	500頭	102%	1 回あた りの平均 取引頭数 が19%増 加し、500 頭以上と なった。	▼C 4 年間開催 回数が増 加率	2家畜市場 の平均年 間開催回 数 10回	10回 (増加率 0%)	12回 (増加率 20%)	12回 (増加率 20%)	12回 (増加率 20%)	100%	年間開催 回数が 20%増加 した。												
				▼C 5 1 回あた りの平均 取引頭数 の増加率	430頭	450頭 (増加率 5%)	510頭 (増加率 19%)	510頭 (増加率 19%)	500頭 (増加率 16%)	119%	1 回あた りの平均 取引頭数 が19%増 加し、500 頭以上と なった。	▼C 6 高資質和 子牛割合 の増加	高資質和 子牛の割 合 9, 000頭 75%	9, 500頭 79% (4%増 加)	10, 500頭 84% (9%増 加)	10, 900頭 85% (10%増 加)	6. 0%以上 増加	167%	高資質和 子牛の割 合が10% 増加した。												
				▼C 7 1 回あた りのセリ 参加者数 の増加率	60人	62人 (増加 率：3%)	65人 (増加 率：8%)	70人 (増加 率：17%)	65人 (増加 率：8%)	213%	セリ参加 者数が 17%増加 した。																				
都道府県平均達成率		〇%		総合 所見	・・・・・・・・・・																										

(注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
2 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
3 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
4 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。